

令和8年 第3回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 1番 | 橋口 昌央 | 3番 | 上野 光正 | 5番 | 松井 正一郎 |
| 6番 | 永友 薫 | 7番 | 坂元 洋子 | 会長 | 坂本 弘志 |

農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1番 | 宮越 美秋 | 2番 | 久保田 伸博 | 3番 | 山本 浩司 |
| 5番 | 小原 拓也 | 7番 | 坂本 幸 | 8番 | 加藤 重利 |

4. 欠席委員 農業委員 1名
2番 幸妻 正浩

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第13号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第15号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会議の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和8年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、2番、幸妻正浩委員から、欠席届が提出されております。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく申し上げます。

これより、議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薫委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日3月30日、月曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。まず、3月の業務報告について、でございます。

4日から19日まで「町議会 定例会」が開催されております。

13日に「地域計画（案）の意見聴取にかかる協議」ということで、防災センターの2階で、皆さんに集まっておきまして開催しております。

26日に「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長合同会議」が開催されております。

27日に「高鍋町防災会議」が開催されました。

3月の総会関係になりますけども、18日と23日が現地調査で、本日が総会となっております。

続いて、4月の業務計画です。

1日に「辞令交付式」があります。

28日に「行政事務連絡員会」が開催されます。

総会関係になりますけど、22日が現地調査で、28日が総会となります。

総会終了後に「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしく願いいたします。

計画と報告は以上です。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告です。

令和8年2月27日、農業委員会総会承認分です。

まず、農地法第4条申請です。

〇〇〇〇さんの住宅敷地の件、〇〇〇〇さんの農家住宅敷地の件は、令和8年3月17日付けで、許可となっています。

次に、農地法第5条申請です。

〇〇〇〇と〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの宅地分譲の件は、令和8年3月17日付けで、許可となっています。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3, 356㎡ ほか3筆 計5, 891㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

相続による所有権移転、1件となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか21筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

6ページに移ります。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

8ページになります。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

10ページになります。

1 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか4筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか4筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか3筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか8筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 2 ページになります。

1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか3筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

1 4 ページになります。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇 ほか1名
借受人 〇〇〇〇

16ページになります。

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

続きまして、17ページをお開きください。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから17ページについて、御意見、御質問はござ
いませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第13号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18ページをお開きください。

議案第13号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和8年2月25日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 362㎡

申し出のそれぞれの地図について、19ページから21ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し申し出 担当委員 2番 久保田伸博 推進委員
順番委員 8番 加藤 重利 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 使用貸借権

所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 250 m² ほかに 13 筆 計 17, 478 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による再申請ということで、22 ページの字〇〇と字〇〇と字〇〇の、14 筆が該当するものであります。

場所はまず、25 ページの中程を見ていただきますと、この中心を通っているのが県道〇〇線なのですが、〇〇を過ぎて北に進むと〇〇があると思うのですが、〇〇から〇〇に約 300 m 進んで、〇〇に向かって県道を右折し、150 m ぐらい行ったところに 10 筆あります。

この図面でグリーン線の線が引いてあるところですが、両端に 10 筆あるのですが、道路を挟んで左右それぞれ 5 筆ずつありまして、現地は畦直しがして、1 枚ずつにしてあります。

もう 1 枚の****番*については、北の方になるのですが、〇〇〇〇氏の自宅のすぐ近くで、すべて耕運がしてあります。

26、27 ページなのですが、〇〇があります。24 ページを見ていただきますと、〇〇のため池があるのですが、北側に 1 筆、西側に 2 筆あるのですが、26 ページの 2 筆、グリーンで囲ってあるのが字〇〇で、麦が植えてありました。

27 ページが、字〇〇で****番*になります。

現地は、苗床のようでした。

この案件はすべて〇〇〇〇と、貸渡人の〇〇〇〇さん個人が農地法第 3 条により、使用貸借で契約しているものを契約が満了したということで、再度 10 年間、更新するための再申請であります。

従って使用貸借なので、賃料はございません。以上、説明を終わります。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、上野委員の説明に、付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。28 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 973 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償による所有権移転です。

30ページを御覧ください。

この図で見ますと、左側の方なのですが、そこに〇〇がありまして、そのすぐ北側の赤い斜線で囲ったところです。

面積は973㎡。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、農地を売って欲しいとの話があり、〇〇〇〇さんが了承されたとのこと。

〇〇〇〇さんは、認定農家です。

そして申請地は、水稻を栽培されるとのこと。

金額は10a当たり〇〇〇〇円で、総額は〇〇〇〇円です。以上です。

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

[推進委員1番]

はい。1番。坂本会長の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。32ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第15号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番から2番まで、2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

説明します。33ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 3,429㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 3,429㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

幸妻委員が欠席ですので、代わりに説明いたします。

公社の特例事業、即売りタイプを利用した、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、ピーマンや水稻などを生産されている、〇〇で認定を受けている認定農業者です。

申請地は、〇〇、〇〇、〇〇。

県道〇〇線を〇〇側に進み、〇〇を取り過ぎたところの両側に点在する農地です。

備考欄にもありますように、隣接する農業用道路も含めて、〇〇〇〇さんへの公社からの対価として〇〇〇〇円。公社への〇〇〇〇さんからの対価は〇〇〇〇円です。以上です。

事務局、担当委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。

[3番]

確認なのですけど。

[議長]

どうぞ。

[3番]

〇〇で認定されていれば、高鍋では自動的になるのですかね。

[事務局]

高鍋町では認定を受けていないので、そこが何に変わってくるのかという
と、特例事業を使うときに、手数料決めるときに、2%なのか2.5%なのか
というところが違ってくるので、〇〇で認定を受けていても、高鍋で認定を受
けていなければ、広域でもなければ、広域とは、〇〇、高鍋とか指定されたど
ちらも取っていますよ、でもなければ、一般として支援事業じゃなく2.5%
になってくるので、〇〇で認定を受けていても、高鍋町で申請されていなければ、
高鍋町の認定農家とはなりません。

[3番]

これは、〇〇〇〇さんが払われるということですよ。

[事務局]

〇〇〇〇さんのこの金額が、説明では〇〇〇〇円、〇〇〇〇さんが払うのは
〇〇〇〇円なので、イコールでないというのは、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇円の中
には2.5%の手数料が含まれたので、契約、計画という形になるので、金額
はあくまでイコールにはならない、ということになります。

なので、質問の回答としては、〇〇で認定を受けていても、高鍋町に申請を
していなければ認定農家とはならない。

何が違うかというのは、手数料のパーセンテージが変わるということです。

[3番]

認定は受けられたのですか。

[事務局]

認定は今のところ受けていないので、一般として受けています。

高鍋にも今後、農地を持たれるので、今後、広域の認定申請をされると変わってくると思いますけど、この売買のときには高鍋の認定を受けていないので、あくまで一般です。

[3番]

はい。分かりました。

[議長]

それでは、ほかに何か質問はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の3番から4番まで、2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページになります。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか21筆 18, 188㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして4番になります。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか21筆 18, 188㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

農業振興公社の特例事業の即売りタイプで、農地中間による所有権移転でございます。

出し手の〇〇〇〇さんから公社が買い取り、それを〇〇〇〇さんが買い受けるものでございます。

申請地は、〇〇の〇〇なのですけども、〇〇の跡地がございます。その東側に〇〇があるのですけども、そこのすぐ東側に、ずっと22筆が連なっております。

現状は、もう早期水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、水稻を中心に、白菜、キャベツなどを栽培される認定農業者でございます。

対価は18, 188㎡で、上のほうでは〇〇〇〇円と書いてありますが、〇〇〇〇さんが実際に公社に支払うのは、〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございません。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

3番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって4番の関係については、原案のとおり承認することといたします。

次に、貸借権設定です。

1番の案件につきましては、受け人が、久保田伸博推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いいたします。

【久保田伸博推進委員 退室】

それでは、引き続き1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 806㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。説明をさせていただきます。

農地中間による利用権の設定ということでございます。

〇〇〇〇さんから、公社を通して久保田伸博氏への賃貸借契約になります。

場所は〇〇というところで、県道の〇〇線にある〇〇がありますけども、そ

れと〇〇の信号を南に行くと、高鍋町の〇〇とか、〇〇がありますが、その排水を跨いで、すぐのところにあります。

写真で見せてもらったのですが、3筆に分かれた真ん中の土地が、今回の申請地なのですが、現地は3筆が1枚になっておりました。

当事者の久保田さんにお伺いしたところ、両端は既に久保田さんが耕作されているそうです。

耕運されて、既に水が張ってありました。

賃貸借契約は5か年間で、賃料は806㎡で〇〇〇〇円です。

10aあたり約〇〇〇〇円になるそうです。

久保田推進委員は、中鶴地区を中心に、水稻とか飼料稲、玉ねぎ等を幅広く生産されています。以上、よろしく願いいたします。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の2番から23番まで、22件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 2, 076 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から道なりに東の方へ行くと、十字路があり、そこを右折して南へ200mぐらい行った、道路左下の農地になります。

〇〇は、甘藷、水稻、〇〇を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は4年10か月で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 2581 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇から道なりに東の方へ行くと十字路があり、そこを右折して南へ350mぐらい行ったところを左折しまして、そこから更に150mぐらい行ったところの農地になります。

****番と****番*は、1枚になっておりました。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は10年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページになります。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 3, 153㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての使用貸借権契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇、横の道を南へ400m行き、突き当りを左折して更に200m行くと、〇〇橋の手前に農地があります。

〇〇の****番*、*、*が3筆ありますが、1枚になっておりました。

そこから更に南へ100mぐらい行くと、右手に〇〇の資材置き場があり、そこから150m行ったところの右手の1枚目、2枚目の奥が〇〇の****番*の農地です。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷を生産されています。
現地を確認したところ、どちらも代かきがされていました。
期間は15年間です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 5, 278㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約です。

場所は、〇〇、〇〇です。

〇〇から〇〇線に進みます。左へ、〇〇地区へ進み、〇〇がある道を進みますと十字路があり、それを左に40mぐらい行ったところの右側に、****番*と****番*があり、代かきが済んでおりました。

〇〇の****番*と*は、〇〇を左折し、右側にある畜舎を過ぎるとT字路があります。左へ50mぐらい進みますと、左側下にあります。

代かきが済んでおりました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産されております。

期間は15年ということです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか4筆 5, 653㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による物納での貸借契約で、場所は〇〇と〇〇です。

〇〇のそばに〇〇があります。山沿いの道を進むと、すぐ東側に****番*があり、更に進むと****番*が右側にあります。

その道を更に進むと、山側に〇〇があります。その東側に****番*と*が1枚になってありました。

****番*は、〇〇から50mぐらい進み、十字路を左へ100mぐらい進んだ左側にありました。

いずれも、きれいに耕運してありました。

〇〇〇〇さんは、水稻、ほうれん草などを生産されている認定農業者です。

賃料は10a当たり粃〇〇kgで、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 362㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

場所は、〇〇です。

〇〇のところから、〇〇線を 20 m ぐらい進んで左折すると、〇〇に行く道があります。〇〇のところから 100 m ぐらい進みますと、****番*が左手下にあります。

代かきがしてありました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷、白ネギを生産されている認定農業者です。

賃料は 10 a 当たり〇〇〇〇円で、期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40 ページになります。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 601 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約で、場所は〇〇です。

****番は、〇〇と〇〇の間の道を、〇〇の駐車場の方に進みます。その駐車場の続きにありました。

代かきがされておりました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産される農業者です。

期間は15年ということです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 28, 428. 77㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

各担当の推進委員、委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、息子さんの〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約で、場所は〇〇です。

〇〇〇〇さんの自宅の西側にありまして、家庭菜園のような感じでありました。

期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

はい。それでは、私から説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇、〇〇、〇〇で、〇〇の北側、及び〇〇から東九州自動車道に沿った北側に位置します。

親子間ですので、使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇を生産される認定農業者です。

期間は、令和8年6月1日からの10年間ということです。以上です。

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか4筆 8,339㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

はい。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇と〇〇で、〇〇の北側、及び〇〇の南に位置しております。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷等を生産されています。

該当地では、甘藷を生産される予定です。

使用貸借契約で、期間は令和8年5月1日からの15年間ということです。
以上です。

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 5,534㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇で、〇〇の東側に位置しております。

甘藷を生産されます。

使用貸借契約で、期間は令和8年5月1日からの15年間ということです。

以上です。

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。42ページになります。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか3筆 2,687㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇さんのハウスがあるのですが、すぐその西側、舗装されている農道があるのですが、そこを挟んですぐ横に4筆とも並んでございました。

現状は、きれいに耕運されていまして。

〇〇〇〇さんは、水稻、白菜、キャベツなどを生産される農業者でございます。

期間は5年で、10a当たり賃料は玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1,051㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、先ほど説明しましたところの、すぐ横になるのですが、西側になります。

ここもきれいに耕運されてきました。

〇〇〇〇さんの詳細は、先ほど説明したので省きます。

期間は5年で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 770㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、これも先ほど説明した、すぐ南側でございます。若干1段下がってはいるのですが、すぐ横でした。

ここもきれいに耕運されてきました。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻などを栽培される農業者でございます。

期間は5年で、使用貸借なので賃料はございません。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

| | | | | |
|-----|-------|---------------|---|------|
| 15番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番* | 田 | 475㎡ |
| | 渡し人 | 〇〇〇〇 | | |
| | 受け人 | 〇〇〇〇 | | |

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、またこれも同じになるのですが、先ほど説明したところの1枚、南側に細い田んぼがあるのですが、そこを越えると農道がございます、その農道を越えた南側にあります。

ここもきれいに耕運されておりました。

〇〇〇〇さんの詳細は、省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番の前に、タイトルを見ていただくと分かりますように、(機構・受け手間契約)となっております。

前ページまでは一括契約でした。所有者から公社の契約と、公社から耕作者

の契約の一括での契約です。

44ページからは、所有者から公社の契約は、以前の契約をそのまま活かしたまま、今回、公社と耕作者の、この部分の耕作者変更に伴う、公社と耕作者の契約の部分になってきます。説明をしておきます。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 3,099㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

農地中間による貸借権の設定です。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介して賃貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、キャベツ、白菜などを生産されています。

今回の申請は、以前の契約を継続するものです。

申請地は、県道〇〇線に〇〇に架かる〇〇があり、そこから〇〇の方に向かうと15mほどのところに、〇〇地区に向かう町道を50mぐらいの左右に田んぼがあります。

植代が減っていました。

****番と****番の2筆は、その田んぼから東に150mのところでした。

既に稲が植えてありました。

期間は4年8か月で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 2,509㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介して賃貸借の契約です。

申請地は、以前の契約を継続するものです。

申請地は、県道〇〇線に〇〇に架かる〇〇から、〇〇に向かうこと20mほどの県道沿いの北側の田んぼです。

稲苗が植えてありました。

それから40mのところ****番*と*の田んぼがあり、そこも稲苗が植えてありました。

期間は4年2か月で、年間10a当たり玄米で〇〇kgです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか8筆 3,199㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇の北側の、〇〇の後ろ側の建物の、30m ぐらいのところの2か所の田んぼです。

左右合わせて〇〇〇〇****番ほか8筆ありますが、2枚にして田んぼが植えてありました。

期間は3年4か月で、対価は10a 当たり玄米で〇〇kg です。

現地を確認したところ、田植えがしてありました。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか2筆 977㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんに賃貸借の契約です。

申請地は、県道〇〇線に〇〇の交差点があり、そこから5m ぐらい〇〇の方に行くと、〇〇方面に行く道路があります。そこを西方向に向かうこと200m ぐらいのところ、南に行く農道があります。その農道を20m ぐらい行ったところの田んぼです。

既に稲苗が植えてありました。

期間は4年8か月で、年間10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか2筆 5,045㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの以前の契約を継続するものです。

賃貸借契約で、場所は〇〇と〇〇です。

〇〇から西へ20mぐらい進んで左折し、〇〇の裏の十字路を左折します。

50mぐらい進んだ左側に、****番*と*が一体となっていました。

牧草が植えられておりました。

〇〇の****番*は、〇〇線にある〇〇から、80mぐらい進んでT字路を左に進みますと、150mぐらいの左側にあります。

代かきをされておりました。

〇〇〇〇さんは、水稻、キャベツ、白菜を生産されております。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年1か月ということです。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

46ページになります。

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,099㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

先ほど説明いたしましたので、〇〇〇〇さんの詳細は省略させていただきます。

賃貸借契約で、場所は〇〇にあります。

〇〇から西方面に進みますと、〇〇があります。

40mぐらい進むと、****番*が右側にあります。

少し水が溜まり、代かき前でありました。

賃料が10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年1か月です。以上です。

[事務局]

22番の説明にいきます。

22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 2,066㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

同じ〇〇〇〇さんなので、省略させていただきます。

賃貸借契約で、場所は〇〇です。

先ほど説明いたしました、****番*の西隣の上の段に、****番*は

あります。

牧草が植えられておりました。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年1か月ということです。以上です。

[議長]

23番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

23番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 2, 322㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借設定でございます。

申請地は、〇〇前の10号線を右に〇〇方面に150mほど下りて行くと、左へ入って行く農道がございます。そこをずっと道なりに下りていくと突き当たりがあり、そこにカーブミラーがあるのですけども、そこを左に200mほど行った道路沿いの右側に申請地がございます。

現状は、草が生えていました。

〇〇〇〇さんは、ズッキーニ、ピーマン、水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年1か月で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

[5番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

自分が不勉強なもので、ちょっと疑問に思ったことがあり、随意契約の場合、契約期間は5年とか10年とか15年とか今回出ましたけど、これは、個人で選べるのでしょうか。

基準があるのでしょうか。

[事務局]

契約期間は、所有者さんと耕作者さん間で、5年、10年と決まっていないのですが、農地中間があまり短い期間というのは、もう受けなくなっているのが5年以上です。

[5番]

その関連で、個人情報分からないから推測ですけど、15年で契約したいという人の年齢、仮に御高齢の場合、例えば20年で契約しますと言って、それで妥当性はあるのでしょうか。

[事務局]

そこは、耕作者さんともお話しして、15年でと言われれば、それで。

[5番]

納得するしかないということですか。

[事務局]

極端な話、亡くなれば、相続人とやり直しというだけなので。

[5番]

そうなりますよね。

[事務局]

今回、出ていた分の使用貸借であった15年というのは、娘さんの御主人なので、親子間みたいな使用貸借です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、娘さんの旦那さんが〇〇〇〇さんなので。

そこは承知の上で、15年ということで、長期でされています。

[5番]

分かりました。

[議長]

はい。そのほか、何か質問はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から23番まで、22件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から23番まで、22件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番から23番まで、22件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和8年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時10分)